

京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例を制定

1 条例の必要性

- (1) 太陽光発電設備の設置に関して、国においては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法により、設置される太陽光発電設備の要件及び規制等が定められていますが、その内容を事前に近隣関係者が把握することができる仕組みが必要
- (2) 京丹後市における太陽光発電設備の立地に関しては、地域の自然環境や生活環境等との調和を図り進められることにより、地域が事業の情報を把握し、秩序のある太陽光発電の事業環境が形成されることが必要

☞ 条例により、太陽光発電設備の設置を地域住民が知る機会を確保

2 条例のポイント

(1) 適用範囲

出力の合計が10キロワット以上のもの（屋根または屋上に設置されるものを除く）

(2) 市との事前協議

国に認定された計画の内容を含む関係書類をあらかじめ市長へ提出し、国へ提出した事業計画の内容を実施するにあたり、配慮すべき事項等の事前協議が義務づけられます。

(3) 設置予定地の明示・事業計画の説明

- ・近隣関係者へ設置事業を周知するために、設置予定地内の公衆の見やすい場所へ事業計画の内容を標識として設置することが義務づけられます。
- ・近隣関係者のかたへ、個別、集団を問わず事業計画の内容を説明会等の手段により説明し、その結果を市へ報告することが義務づけられます。

【近隣関係者とは】

- ・事業区域に隣接する土地（事業区域が一般に公共の用に供される道路、河川及び法定外公共物に接するときは、当該道路、河川及び法定外公共物が仮にないものとした場合において、接することとなる土地を含む。）の所有者並びに事業区域に隣接する土地に存する建築物の所有者及び居住者
- ・地域の住民で組織する区のうち、事業区域が所在する区

(4) 事業計画の確認

市は、事前協議において、設置に関して事業者が配慮すべき事項とした内容が反映された事業計画となっているかを確認し、事前協議の内容と相違がある場合は、国の計画認定等の手続きと連携して指導・助言を行います。

3 条例の適用

令和5年7月1日以後の太陽光発電設備の設置について適用されます（すでに事業計画の認定を受けている事業等は除く）。

＜京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例 手続きフロー図＞

